

群馬県後期高齢者医療広域連合議会告示第2号

群馬県後期高齢者医療広域連合議会の所管に係る個人情報保護条例施行
規程を次のように定める。

平成19年3月27日

群馬県後期高齢者医療広域連合議会議長 宮田 和夫

群馬県後期高齢者医療広域連合議会の所管に係る個人情報保護条例
施行規程

(趣旨)

第1条 この告示は、群馬県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例（平成19年広域連合条例第5号。以下「条例」という。）第34条の規定に基づき、群馬県後期高齢者医療広域連合議会（以下「議会」という。）の所管に係る個人情報の開示等に関し必要な事項を定めるものとする。

(準用)

第2条 議会が保有する個人情報の取扱い等については、群馬県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例施行規則（平成19年広域連合規則第6号）の規定の例による。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。